

平成 28 年 10 月 31 日

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に対する意見

日本教育大学協会

I. はじめに

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」（以下、「審議のまとめ」）の前提とする子供たちの現状と教育課程の課題についての認識、学習指導要領の改善のための枠組みや方向性に関する認識は、日本教育大学協会としても共有するものである。

その上で、国立の教員養成系大学・学部は、学士課程、教職大学院、修士課程において、初等中等教育における教員養成に責任を果たす観点から、「審議のまとめ」について、下記のとおり意見を述べる。これらを踏まえて、さらに、次期学習指導要領等について具体的な議論を深めていただきたい。

II. 「審議のまとめ」について

1 資質能力の概念区分（資質・能力の三つの柱等）の整理について

「審議のまとめ」は、「教育課程の構造化」を掲げ、その重要な枠組みを、全ての教科等や諸課題に関する資質・能力に共通する要素としている。共通する要素として、「先行研究等による分析による三つ分類」（知識に関するもの、スキルに関するもの、情意に関するもの）、また、学校教育法第 30 条第 2 項が定める「学校教育において重視すべき三要素」（知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度）、「資質・能力の三つの柱」（何を理解しているか・何ができるか、理解していること・できることをどう使うか、どのように社会・世界と関わりより良い人生を送るか）など類似のものが記述されている。「三つの分類」「三要素」「三つの柱」、さらには「学力の三要素」（確かな学力、健やかな体、豊かな心）、教育基本法第 2 条の資質の 5 区分、これらの評価の観点等によって学校現場が混乱することのないように、それぞれの関係をさらに整理するとともに、「資質・能力の三つの柱」が、今時の議論によって次期学習指導要領の基盤として総合的に整理されたものであることをより明示的に示す必要がある。

なお、「審議のまとめ」においては、「何ができるようになるか」に多くの記述を行っている一方で、「何を学ぶか」については、わずかの紙幅を当てるとどまっている。諸外国のナショナルカリキュラムにおいては、スキルから教科の知識を重視する方向への揺り戻しも見られることから、「何を学ぶか」も引き続き重要な観点であることを改めて確認すべきである。

2 「学びの地図」としての学習指導要領の提示

今回の改訂においては、学習指導要領の枠組みを整理して学びの地図として示すことを提言していることは、学校における教育実践に大きく貢献するものとして高く評価できる。

新しい学習指導要領等の考え方をすべての教職員等の関係者が共有するために、「総則の抜本的改善」を図ると記述されている。教職員のみならず、子供たち、家庭・地域、民間企業等を含めた関係者が広く共有できるものとするためには、文部科学大臣告示として

の現行の形態では限界があることから、全体をわかりやすく図表で整理したり、図解したりするなど解説書や補助資料として示す必要があるものと思われる。

3 アクティブ・ラーニングの視点

「審議のまとめ」は、「どのように学ぶか」について、学びの質を重視するとして「アクティブ・ラーニングの視点の意義」を強調している。アクティブ・ラーニングについては、次期学習指導要領の目玉として教育現場のみならず、大学における教員養成においても視点として大きな影響を与えるものとなっている。

「アクティブ・ラーニング」は、従来は「アクティブ・ラーニングの方法」（平成 24 年 8 月 28 日「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申）」とされていたが、「審議のまとめ」では「アクティブ・ラーニングの視点」とされている。「方法」から「視点」への変化は、アクティブ・ラーニングを特定の教育方法として定義することの難しさや一面的な理解によって教育実践に与える弊害等に配慮したものであると思われる。「審議のまとめ」は、アクティブ・ラーニングは「子供たちの『主体的・対話的で深い学び』を実現するために共有すべき授業改善の視点」（44 頁）とし、その意義を多様な文脈で説明しており、学校教育の質の改善にとって重要な意義を有していることは同意するところである。しかし、そのような学びを実現する学習方法は、「審議のまとめ」も指摘するように、アクティブ・ラーニングに限らず、限りなく存在するものであり、学校が自ら授業方法の工夫改善を図る観点からも、補助資料で示されているアクティブ・ラーニングの課題についても、明らかにすべきである。

4 小学校におけるプログラミング教育の導入

「審議のまとめ」は、「将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる『プログラミング的思考』などを育むプログラミング教育」が必要であるとして、小学校段階においても、プログラミング教育を導入していくことを提起している。しかし、具体的には、「各小学校において、（中略）プログラミング教育を行う単元を位置づけていく学年や教科等を決め、地域等との連携を整えながら指導内容を計画・実施していくことが求められる」（86 頁）としており、実際のプログラミング教育の内容、方法は各学校に委ねられている。有識者会議は、「小学校段階におけるプログラミング教育の在り方について」（平成 28 年 6 月 16 日）において留意事項等を示しているが、依然として、小学校段階で行われるべきプログラミング教育のイメージやその必要性についての認識は、教育委員会関係者、教職員間でも十分に共有されていないものと思われる。国は、小学校段階のプログラミング教育の在り方についてさらに議論を深めるとともに、導入する場合には、安易に「各小学校」に委ねることなく、国が責任をもって、教職員が適切にプログラミング教育に取り組めるよう、各学校において十分な ICT 環境を整備するとともに、各教科等で指導を展開できるよう指導事例集の作成や教員研修体制の整備を支援していくことが求められる。

5 小学校における外国語教育への対応

小学校外国語教育（高学年では、教科型の外国語活動）の導入に当たっては、授業を担当する現職教員の指導力や専門性を高めるためのコアカリキュラムやモデルプログラム

の開発・検証（東京学芸大学等が受託）等を受けて、さらに専門性向上のための平成 28 年度「小学校英語教科化に向けた専門性向上のための講習の開発・実施」の事業（各校 1 人、合計 2 万人）が展開されている。しかし、これらの施策対象は、中核的教員にとどまっており、全国の小学校教員を対象に英語に関する専門性を身に付けるという観点からは、実態として限定的に展開されており、抜本的な対策が必要である。事業拡大のためには、受託大学、教員研修等を実施する教育委員会への財政措置の拡充が必要である。

6 次期学習指導要領のための条件整備

「審議のまとめ」を踏まえて、次期学習指導要領を実施するためには、学校及び教職員の人的、物的、組織的な条件の整備が必要である。社会に開かれた教育課程を実現するためのカリキュラム・マネジメント、小学校外国語活動の拡充、道徳の教科化などの新しい教育課程上の変化への対応、アクティブ・ラーニングの視点からの授業づくりや教材研究、教育評価の改善、インクルーシブ教育システムの構築、さらには、チーム学校の考え方を踏まえた組織運営などのためには、教員の研修機会の保障、授業の準備や打ち合わせの時間のための確保、コーディネート機能の充実、業務改善の取組等が必要となってくる。これらを進めるための条件整備の必要性について抽象的に記述するだけでは不十分であると思われる。学校設置者や学校の教職員の努力だけに委ねることなく、国の責任において人的、物的、組織的な環境や条件の整備等を進めることが不可欠である。

Ⅲ. 教員養成を担う国立の教員養成系大学・学部の立場から

1 教員の資質能力の向上の必要性

社会と子供たちの現状と課題を踏まえ、学校教育において子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容を十分に理解し、次期学習指導要領において展開される「主体的・対話的で深い学び」等を実現し、カリキュラム・マネジメントにより教育課程を軸とした学校教育の改善を図るためには、それを担う教員の資質・能力の向上が不可欠である。100 万人を超える教職員の高度専門職化という要請に応えるためには、教員養成系大学・学部、教職大学院、修士課程の適切な役割分担によって、より一層、高度専門職業人としての教員養成を行うことが必要である。

そのためには、現職教員が大学等で学ぶ機会を拡充するために、義務教育標準法等に基づいて措置されている研修等定数の改善、基盤となる教員養成系大学・学部の条件整備、人的配置を行うための財政措置が必要である。

2 新しい学びを支える教育支援人材の育成の必要性

「審議のまとめ」の提起した新しい学習指導要領を展開するためには、多様な学校支援人材の確保が必要となる。心理や福祉の専門性等を有する専門スタッフ（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）の確保（学校教育法上の正規職員化、義務教育標準法における教職員定数化）、学校教育を支援する専門スタッフ（ICT 支援員、学校司書等）の配置の拡充等が必要である。

また、これらの十分な資質を備えた専門スタッフとなる人材が全国的に安定的に確保されるためには、国立の教員養成系大学・学部等を活用して、専門スタッフを計画的に養成するとともに、研修の機会を提供することが必要である。また、スクールカウンセラ

一、スクールソーシャルワーカー、ICT支援員、学校司書等の専門スタッフについては、時代の変化や教育課題に応じて継続的に職務内容の見直しや資質能力の向上を図る必要がある、国立の教員養成系大学・学部を活用してその高度化を図っていくことが必要である。教職大学院、修士課程等を活用して職能開発の機会を提供する仕組みを構築することが必要である。

3 次期学習指導要領改訂に対応する教員養成の質の向上に係る財源の確保

教員養成系大学・学部は、近年の教員免許法改正によって、新規科目の開設等を余儀なくされており、また、次期学習指導要領において、小学校外国語の拡充、道徳の教科化、プログラム教育の充実等に対応するために、新規科目の開設、人的配置の拡充を求められている。国立大学の基盤を支える運営費交付金は、長期にわたって減少が続いており、財政状況は深刻である。次期学習指導要領に対応するために、教員養成系大学・学部の人的、財政的負担はさらに増すことが予想されており、教員養成の質の向上に係る財源を確保、充実することが望まれる。

4 教員免許制度の実質化（免許外科目担当等の改善等）の必要性

「審議のまとめ」が提起する次期学習指導要領の着実な実施、及び児童・生徒等の教育の機会均等の観点から、各校種、各教科について深い専門性と実践的指導力を備えた教員を確保することが求められている。中学校等については、担当教科の免許状を持たない教員が授業を担当する免許外教科担当が常態化しているとの指摘もある。また、特別支援学校等では特別支援学校免許状の保有率が十分でない実態がある。小学校における専科教員の配置の拡充も課題となっている。

このような状況に対応するためには、全国の教員養成系大学・学部において、すべての校種、科目について資質を備えた教員を十分に提供するとともに、小中一貫教育の拡大や義務教育学校の制度化に伴って複数免許の取得についても促進する必要がある。各地域の核として、教員養成を担う国立の教員養成系大学・学部が、そのような役割を果たせる条件を確保する必要がある。

以 上